

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	加 藤 武 男	
出席	副 会 長	三 輪 義 治	
出席	副 会 長	山 田 岩 夫	
出席	委 員	前 野 晃	
出席	委 員	川 口 高 志	
出席	委 員	水 谷 敏 信	
出席	委 員	渥 美 誠	
出席	委 員	水 谷 怜	
出席	委 員	戸 谷 静 治	
出席	委 員	毎 田 勝 敏	
出席	委 員	杉 村 義 仁	
出席	委 員	佐 藤 信 之	
出席	委 員	水 谷 隆	
出席	委 員	川 村 勝 美	
出席	委 員	近 藤 豊	
出席	委 員	中 野 俊 郎	
出席	委 員	飯 田 喜美子	

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	委 員	板 谷 政 弘	
出席	委 員	青 木 茂	
出席	委 員	吉 川 広	
出席	委 員	高 木 俊 彦	
出席	委 員	堀 田 秀 志	
出席	委 員	服 部 一 美	
出席	委 員	福 田 和 雄	
出席	委 員	石 原 温	
出席	委 員	山 岡 幹 雄	
出席	委 員	堀 田 喜代春	
出席	委 員	橋 本 三 博	
出席	委 員	大 野 泰 弘	
出席	委 員	加 藤 和 子	
出席	委 員	鈴 木 義 英	
出席	委 員	芳 川 照 明	
出席	委 員	飯 田 英 雄	
出席	委 員	濱 田 恒 雄	
出席	委 員	松 永 富士男	
出席	委 員	山 田 宗 一	

事務局出席者

氏 名	氏 名
経済課長（事務局長）	飯 谷 幸 良
課長補佐（事務担当）	鷺 野 継 久
課長補佐（事務担当）	渡 辺 弘 康

〈異議なしの声〉

それでは、議席番号3番 水谷 敏信 委員
議席番号4番 渥美 誠 委員
を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第13号 農地法第3条関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5件
議案第14号 農地法第5条関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9件
決定第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定
による当委員会の決定について・・・・・・・・・・ 9件
専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出・・・・ 11件
専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出・・・・ 2件
専決報告 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2件
報 告 農地法第18条第6項の規定による通知書・・・・ 6件

それでは、議案第13号 農地法第3条関係 について審議をお願いしますが、議案番号3番の案件については、8番委員が総会規則第17条の「議事参与の制限」に該当しますので、3番を除く議案より審議をお願いします。
では、事務局より説明をお願いします。

事務局

〈事務局説明〉(議案の朗読事項、又、3番を除く案件の譲渡人住所氏名・譲受人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読。)
(詳細説明として、不許可要件3条第2項の1号から7号に示されている、全部耕作要件・作付け作物・収穫見込み・経営規模・機械保有・労働力・通作距離・下限面積等の内容に関し説明を行う。)
よって、3番を除く4件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しない為、許可要件をすべて満たしていると思われます。 以上でございます。

会長

只今、3番を除く議案第13号について、事務局より説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。

(発言なし)
宜しいでしょうか。

それでは、議案第13号 農地法第3条関係 3番を除く4件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

有り難うございました、全員賛成ですので許可することに決定します。

〈 26番委員 定例会に出席 〉

続きまして、議案第13号の3番の審議を行います前に「議事参与の制限」について、事務局より簡単に説明をお願いします。

事務局

愛西市農業委員会総会規則第17条及び農業委員会等に関する法律第24条に「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」となっておりますので、該当する委員には、大変申し訳ございませんが審議中退席をお願いしております。

尚、参与の制限を受ける事項につきましては「特定の個別的事項に限られ」ており、当委員会では、議案事項を対象としております。

以上でございます。

会長

それでは、3番について審議をお願いしますので 8番委員には退席をお願いします。

〈 8番委員 退席 〉

それでは事務局より、3番の説明をお願いします。

事務局

〈事務局説明〉(3番の譲渡人住所氏名・譲受人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読)

この案件につきましても、農地法第3条第2項各号に該当しない為、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上でございます。

会長

只今、3番について事務局より説明させていただきましたが、何かご質問・ご意見ございますか。

(発言なし)

宜しいでしょうか。

それでは、議案第13号 農地法第3条関係 3番について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

有り難うございました、全員賛成ですので許可することに決定します。

8番委員に入ってもらって下さい。

〈 8番委員 着席 〉

続いて、議案第14号 農地法第5条関係 9件について事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 受人は現在、落合町にて鉄工所を営んでおり、現在の工場及び資材置場では手狭な為、今回の申請に至ったとの事でございます。

(2番、同項目を同様に朗読) 受人は現在借家にて居住し、将来を考慮し両親との同居も考えましたが、建築スペースも無い為、今回の申請となったとの事でございます。

(備考欄の「農振除外」表示に関し説明を付け加える)

(3番、同項目を同様に朗読) 昨年より本社機能を東條町へ移転し、今般、更なる合理化により名古屋営業所を閉鎖するために駐車場が必要となり、計画では4トン4台・2トン10台分のスペースを確保する計画でございます。

(4番、同項目を同様に朗読) 現在申請地の隣接地にて乗用車46台・トラック6台を駐車しておりますが、通路部分を確保する事が出来ない為、通路部分及び駐車スペースを確保する計画でございます。

(5番、同項目を同様に朗読) 受人は現在借家にて家族5人で居住しており手狭となった事により、今回、本家近くに分家の計画でございます。

(6番、同項目を同様に朗読) 母の面倒を見る為の分家の申請でございます。

(7番、同項目を同様に朗読) 現在の宅地の一部を道路事業に提供され、その部分の代替の為の申請でございます。

(8番、同項目を同様に朗読) 申請地に隣接する併用住宅の店舗に対する駐車場とする為の申請で、計画では8台分のスペースを確保する計画でございます。

(9番、同項目を同様に朗読) 22年11月に工場が完成して操業しており、駐車場が手狭との事での申請でございます。現在の従業員は74名で、今回の申請で41台分を見込んでおり、既存の32台と合わせて73台分のスペースを確保する計画でございます。

以上9件の審議をお願いしますが、5条の許可に付きましても3条と同様に不許可要件がございます。主なものを説明させていただきます(5条第2項1号から7号に示されている代替性・資力信用・同意・確実性・災害関係・農業用施設への影響・営農条件への支障等の内容に関し説明を行う。)

よって、今回の9件につきましては、農地法第5条第2項の各号に該当しない為、許可要件をすべて満たしていると思われまます。尚、5条の許可権者は知事であり、当委員会は申請書に「意見書」を添付し県に進達する事になっております。

以上、補足説明とさせていただきます。

会長

只今、事務局より議案第14号 農地法第5条関係 9件と報告させていただ

きましたが7番を除いた8件について、まずご審議をお願いします。
この件について何かご質問・ご意見ございますか。

(発言なし)

宜しいでしょうか。

それでは議案第14号 農地法第5条関係 8件について賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。

続きまして、議案第14号の7番の案件につきましては、総会規則第17条の「議事参与の制限」に該当しますので、議席番号28番委員には退席をお願いします。

〈 28番委員 退席 〉

それでは事務局より、7番の説明をお願いします。

事務局

〈事務局説明〉5ページをご覧ください、(7番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読)現在の宅地の一部を道路事業に提供され、その部分の代替の為の申請でございます。

以上、7番1件につきましても、農地法第5条第2項の各号に該当しない為、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上でございます。

会長

この件について何かご質問・ご意見ございますか。

(発言なし)

宜しいでしょうか。

それでは、議案第14号 農地法第5条関係 7番について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

有り難うございました、全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。

28番委員に入ってもらって下さい。

〈 28番委員 着席 〉

続きまして、決定第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について 事務局より説明をお願いします。

事務局

〈事務局説明〉(農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について1番から9番に関し、朗読説明)この集積計画により新規にて14筆、5,839㎡がJAを介して集積されました。以上9件の案件について審議をお願いする訳でございますが、3条5条と同様に基盤強化法にも要件があり、18条第3項にて次の要件に該当するものでなければなりません。(基盤強化法18条第3項の各号に定める要件事項を説明、又、利用権設定のメリットを報告。)

以上9件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまます。

以上、補足説明とさせていただきます。

会長

只今、事務局より決定第6号について説明させていただきました、何かご質問ございますか。

(発言なし)

宜しいでしょうか。

それでは、決定第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

有り難うございました、全員賛成ですので市へ答申する事に決定いたします。

続きまして、

専決報告	農地法第3条の3第1項の規定による届出	11件
専決報告	農地法第5条第1項第6号の規定による届出	2件
専決報告	現況証明願	2件
報告	農地法第18条第6項の規定による通知書	6件

について事務局より一括で説明をお願いします。

事務局

〈事務局説明〉(専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 1番から11番の届出者住所氏名・届出地・面積・権利の種類を朗読。及び同届出に関する詳細説明)

(専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番と2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗

	<p>読。及び同届出に関する詳細説明を行い、同様の農地法第4条第1項第7号の規定による届出に関する事項について追加説明)</p> <p>(専決報告 現況証明願 1番と2番の願出者住所氏名・土地の所在、台帳地目、現況地目・面積・事由・備考を朗読。及び同証明を行う場合の愛知県が示す要件を詳細説明)</p> <p>(報告 農地法第18条第6項の規定による通知書 1番から6番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・解約申込日、合意成立日、土地引渡日・申請理由を朗読。及び同通知書に関する詳細説明)</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>只今、専決報告、報告についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p>
31番委員	<p>ひとつお願いですが、例えば5条の届出で今まで何時言おうかと思っていましたが、位置図に位置を落とす時に過去に大きな転用があり、今回の案件を見る時に、その転用が適当かどうかの判断をする時に、大きな転用が農地のままと表示がされている。例えば、私が知っている所で3番であると愛西市の市江支所の部分で、その前に大きな工場が出来ているがその工場が表示されていない。それから次の 急便の所でもそうですか、ある程度過去に大きな転用があった所がどの様になっているのか表示をしていただくとありがたいのですが、これはお願いなのですが。</p>
会長	<p>この地図の事ですか</p>
事務局	<p>都市計画図を利用していますので。</p>
31番委員	<p>その都市計画図に転用があった部分にしるしをしてコピーをする時には映り込む様にしていただければありがたいと思います。</p>
会長	<p>全部が全部しっかりとする事は出来ませんが、この地図の上にしるしをする程度までで。</p>
31番委員	<p>事務局も転用があれば現場を見に行く事となり、その時に大きな事は分かると思いますので、もう一つは先程の現況証明願関係で20年以上農地以外でとりましたが、多分民法の関係の162条、ひょっとしたら時効の関係かなと思うのですが、悪意の場合、違反転用などの処分を受けていて30年以上経った場合に、それについてはどうでしょうか。</p>
事務局	<p>県のマニュアルに添って20年の現況証明を行っておりますが、その様な事は</p>

	<p>初耳ですので、勉強させていただければと思います。</p>
31 番委員	<p>そうですね、30年以上経っていれば悪意があっても、違反転用の処分を受けていて30年以上経った場合に、ひょっとしたらその様な事が可能かどうか。</p>
事務局	<p>県のマニュアルにはございません。一度調べさせていただきます。</p>
会長	<p>30年につきましては私ども把握しておりませんので、次回の農業委員会の時に報告させていただきます。</p> <p>他、宜しいでしょうか。 (発言なし)</p> <p>それでは、専決報告、報告について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました、全員賛成ですので可決承認をさせていただきました。</p> <p>これをもちまして、8月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了いたしました。</p> <p>(終了 午前11時15分)</p> <p>続きまして、その他に入らせていただきます。 事務局より報告事項があれば。</p>
事務局	<p>今月の農地パトロール(佐屋地区)8月25日(木)午後1時30分から愛西市役所 本庁舎 第1会議室(2階)に集合をお願いします。</p> <p>次回農業委員会 9月20日(火)午前9時 立田庁舎 第一会議室</p> <p>農業委員手帳の身分証明写真を机の上に置かさせていただいておりますので、各自手帳に貼っていただきたいと思います。</p> <p>先般、議席番号・担当地区の決定をいただき、名簿の一覧が完成しましたので、一部配布させていただきました。又、9月号の広報「あいさい」の「お知らせコーナー」にて、委員の皆様のお名前を掲載させていただきました、尚、市のホームページにつきましても7月22日より皆様のお名前を掲載させて頂いておりますので報告させていただきます。</p>

9月6日の農業委員研修会についてでございますが、通知文を委員会召集と合わせて送付させていただきました。当日は立田庁舎玄関へ12時30分集合・出発をお願いします。欠席及び直接会場へ行かれる方は、事前に事務局まで連絡をお願いします。尚、例年ですと立田庁舎に17時頃到着する予定でございます。

「農業委員会だより」編集委員会の委員の選出をお願いします、例年ですと、編集委員長には副会長の方より1名委員長を選出いただき、各地区から委員1名、女性委員の方より1名、合計6名にて構成させていただいております。任期は3年間となっております。選出につきましては委員会終了後協議いただき選出をお願いします。

尚、次回定例会(9/20)終了後、編集委員会を予定しております。

当委員会では、委員会終了後、個人情報の関係上、議案書の回収を行っておりますので、皆様にはご理解いただき、お帰りの際は机の上に置いてお帰りください。欠席された場合は次回の委員会にて提出をお願いします。

位置図に関しましてはお持ちいただいて結構です。

報酬支払いについては年額で10月・4月の年2回の支払いでございます。

農業新聞の申込書・委員報酬振込先口座指定用紙・預金口座振替依頼書を定例会終了後回収をさせていただきます。

最後になりますが、当委員会の日永会長が8月1日開催の海部地区農業委員会協議会臨時総会において「海部地区農業委員会協議会会長」及び「愛知県農業会議海部支部支部長」又、「愛知県農業会議常任会議員」として選出されましたので報告させていただきます。

議事録の署名について報告。(順番でお願いする)

農業振興地域の整備に関する法律に基づきまして農振農用地から除外する為、農業振興地域整備促進協議会に会長及び副会長が委員となる事の報告。

事務局からは以上でございます。

会長

只今、事務局から報告をさせていただきました、何かご質問ございますか。

32番委員

佐屋地区は8月25日に耕作放棄地等のパトロールを実施するとの事ですが、第一回目で去年からの経緯を事務局の方から文書なりの警告があったと思いますが、今回も前回に基づくその前後の書類は出ているのか、我々が役だから自分からなのか。

会長

毎月、各4地区に分かれて、今まではまず問題がある所を回っていただき、それから新しく出てきた案件についてその地区を回っていただきたいと思います。

巡回する前に事務局がある程度把握しておりますので、それを説明をさせていただいて、そして各委員の方々から問題がある所があれば報告をいただきパトロールをしていただきたいと思います。

32番委員

有り難うございます。

会長

その他宜しいですか。

(発言なし)

発言もない様ですので、本日は初の本格的な審議を長時間に亘りありがとうございました、これをもちまして8月定例農業委員会を閉会いたします。

閉 会 (午前11時27分)

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

平成23年8月22日

会 長 日永 熙

議事録署名者

議席番号3番委員

水谷 敏信

議事録署名者

議席番号4番委員

渥美 誠

(閉会后、各地区にて「農業委員会だより」編集委員会の委員を選出。)

--	--